



加入契約約款  
(MCTV Air サービス)

2022年7月改訂

松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社

# 加入契約約款 (MCTV Air サービス)

## 目 次

- 第 1 条 用語の定義
- 第 2 条 MCTV Air サービスの提供
- 第 3 条 インターネット接続サービスの利用
- 第 4 条 サービスの品目
- 第 5 条 契約の単位
- 第 6 条 契約の成立
- 第 7 条 サービスの利用開始日
- 第 8 条 サービスの最低利用期間
- 第 9 条 加入申込者が行う初期契約解除
- 第 10 条 利用料金
- 第 11 条 手続きに関する料金の支払義務
- 第 12 条 料金の支払方法
- 第 13 条 MCTV Air 端末のレンタル
- 第 14 条 通信の条件
- 第 15 条 サービスの利用制限
- 第 16 条 設備の修理または復旧
- 第 17 条 サービスの一時停止
- 第 18 条 サービスの提供の停止
- 第 19 条 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 第 20 条 当社の維持責任
- 第 21 条 加入者の維持責任
- 第 22 条 加入者の切り分け責任
- 第 23 条 責任の制限
- 第 24 条 免責
- 第 25 条 設置場所の変更
- 第 26 条 加入者の地位の承継
- 第 27 条 権利譲渡等の禁止
- 第 28 条 加入者契約申込書記載事項の変更
- 第 29 条 加入者が行う契約の解約
- 第 30 条 当社が行う契約の解除
- 第 31 条 加入者個人情報の取扱い
- 第 32 条 利用に関わる加入者の義務
- 第 33 条 相互接続事業者のインターネット接続サービス
- 第 34 条 通信の秘密

- 第35条 法令に規定する事項
- 第36条 反社会的勢力の排除
- 第37条 定めなき事項
- 第38条 管轄裁判所
- 第39条 約款の改定
- 別記
- 附則

別表 MCTV Air 料金表

松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（以下、「当社」という。）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下、「加入者」という。）との間に締結される契約（以下、「本契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

#### 第1条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信事業者	電気通信事業法（以下、「事業法」という。）第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出を行った者
4. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
5. MCTV Air サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備（当社ヘッドエンド設備～MCTV Air 端末間）をいいます。以下、同じとします。）
6. MCTV Air サービス	MCTV Air サービス網を使用して行う電気通信サービス（以下、「本サービス」という。）
7. MCTV Air サービス取扱所	1. MCTV Air サービスに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託により MCTV Air サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8. MCTV Air 端末	MCTV サービスを受けるにあたり、当社より契約者に貸与する機器一式。（無線電波を送出する機器本体と SIM カード）
9. 加入申込者	当社から MCTV Air サービスの提供を受けるための契約を申込み者（以下、「加入申込者」という。）
10. 利用者	当社が提供する MCTV Air サービスを利用する者（以下、「利用者」という）
11. 無線機器	MCTV Air サービスに係る契約に基づき、陸上（河川・湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備および無線送受信装置
12. 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備
13. 加入者回線	MCTV Air サービス加入契約約款に基づき当社の無線基地局設備と当社が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
14. 自営端末設備	加入者の所有する機器及び設備
15. 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日）総務省令第15号（以下、「技術基準適合認定規則」といいます。）第3条で定める種類の端末設備の機器
16. 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17. 特定 SIM カード	利用者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、MCTV Air サービスの提供のために当社が加入者に貸与するもの
18. 認証情報	MCTV Air サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であって、端末設備または自営電気通信設備の認証に使用するもの
19. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

20. 技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準
21. 消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 条（MCTV Air サービスの提供）

当社は、当社が定める MCTV Air サービス加入契約約款（以下、「本約款」という。）により、本サービスを提供するものとします。

## 第 3 条（インターネット接続サービスの利用）

加入者は、当社の MCTV Air サービス網に接続された、MCTV Air 端末を用いて、MCTV Air サービスインターネット接続サービス（本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。）を利用することができます。当社は、インターネット接続サービスの提供により生じたまた、当社指定の MCTV Air 端末以外の接続の一切を禁止します。損害については、一切の責任を負わないものとします。

## 第 4 条（サービスの品目）

本サービスは、別表に定める MCTV Air 料金表に規定する品目があります。

## 第 5 条（契約の単位）

当社は、加入者回線 1 回線毎に 1 の契約を締結します。この場合、加入者は 1 の契約につき 1 人に限ります。

## 第 6 条（契約の成立）

本契約は加入申込者が、あらかじめ本約款を承認し当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスの提供が著しく困難である場合。
  - (2) 加入申込者が本約款上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
  - (3) 加入申込者、加入者または利用者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合。
  - (4) 加入申込者が、申込内容に虚偽の記載をした場合。
  - (5) 加入申込者が、第 36 条の事由に該当する場合。
  - (6) 前条において、加入申込者または加入者の本人確認および利用者の特定ができない場合。
  - (7) 加入申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。
  - (8) その他当社の業務遂行上、著しい支障があると認められる場合。
3. 当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

## 第 7 条（サービスの利用開始日）

当社より加入申込者が MCTV Air 端末を受け取った日、または当社にて MCTV Air 端末を設置した日を本サービスの利用開始日とします。

## 第 8 条 (サービスの最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は利用料金の課金開始月より 3 ヶ月間とします。

2. 加入者は、最低利用期間内に加入契約の解除（以下、「解約」といいます。）を行う場合、そのコースの基本利用料金 1 ヶ月相当額を違約金として支払うものとします。ただし、セット割引やキャンペーン等により最低利用期間が別途定められている場合は、取り扱いが異なります。

## 第 9 条 (加入申込者が行う初期契約解除)

MCTV Air サービスは、初期契約解除制度の対象です。

2. 加入者は、加入契約申込書の控えを受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、「初期契約解除制度での契約解除」をすることができるものとします。
3. 前項の場合、加入者は、登録手数料もしくは違約金その他金銭等を請求されることはないものとします。ただし、加入契約の解除までの利用料金は負担するものとします。
4. 当社による初期契約解除制度の説明に誤りがあり、又は、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無いことにより、加入者が 8 日間を経過するまでに加入契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から 8 日間は加入契約を解除することができるものとします。

## 第 10 条 (利用料金)

加入者は、別表に定める利用料金を当社に支払うものとします。利用料金は当月利用料金を当月に支払うものとします。

2. 前項において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
  - (1) 加入者は、提供停止があった場合、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、加入者は、第 23 条に定める場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。
3. 当社は、社会経済情勢の変化、提供する本サービスの内容の変更に伴い利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の 1 ヶ月前までに当該加入者に通知します。

## 第 11 条 (手続きに関する料金の支払義務)

加入者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。

## 第 12 条 (料金の支払方法)

加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとしこれ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

2. 費用の支払は、当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に支払うものとします。
3. 当社は、加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。

4. 加入者は、前項の料金を当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。MCTV Air サービスは、初期契約解除制度の対象です。
5. 支払いを要する利用料金（付加機能利用料含む）は、インターネット接続サービス提供を開始した日の属する月の翌月 1 日から起算して、解約があった日の属する月の月末までの期間について、当社が提供するインターネット接続サービスの品目に応じて支払うものとします。
6. 加入者は、前条の期間において、利用の一時停止等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料金等について次により支払いを要します。
  - (1) 加入者は、次号に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 加入者の責に帰することのできない事由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る当社の電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料金の支払いは要しません。
7. 当社は、支払いを要しないとされた利用料金がすでに支払われているときは、その料金を返還しません。

#### 第 13 条（MCTV Air 端末のレンタル）

当社は加入者に MCTV Air 端末をレンタルするものとします。そのレンタル料金は基本利用料金に含むものとします。

2. 本サービスの無線通信に必要な特定 SIM カードを MCTV Air 端末に接続した状態で提供いたします。加入者による特定 SIM カードの取り外しは禁止いたします。
3. 加入者は、MCTV Air 端末を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとします。
4. 加入者は、本加入契約終了時には MCTV Air 端末（SIM カード含む）を返還するものとし、加入者の故意又は過失により MCTV Air 端末を破損、滅失した場合には、別表に定める損害金を当社に支払うものとします。
5. 当社は MCTV Air 端末に故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。
6. 加入者は、MCTV Air 端末に故障が生じた場合、ただちにその旨を当社に通知するものとします。前項の調査の結果、当社の MCTV Air 端末に故障のないことが明らかになった場合は、加入者は、当社に対し、当該調査に要した費用を請求することができるものとします。
7. 加入者は、MCTV Air 端末の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、当社へ MCTV Air 端末の交換を請求できないものとします。
8. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
9. 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。
  - (1) 本来の用法によらない方法で、本サービスを不正に受けたり、受けようとする事。

- (2)MCTV Air 端末を転貸、譲渡、質入等すること。
  - (3)MCTV Air 端末を定められた場所から移動したり、接続変更すること。
  - (4)MCTV Air 端末を分解したり、変更を加えること。
10. 当社は、MCTV Air 端末の老朽化または性能が劣化した場合、あるいは技術的条件等の変更により MCTV Air 端末の変更が必要となった場合、当社の費用負担により MCTV Air 端末を取り替えまたは改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとしします。
  11. 加入者は、加入者の故意、過失、第三者の行為または不可抗力による MCTV Air 端末の損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとしします。
  12. 返還までに生じたき損、盗難、滅失について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、加入者は当社に対し別表に定める料金を当社に支払うものとしします。
  13. 加入者は、当社が必要に応じて行う MCTV Air 端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとしします。

#### 第 14 条（通信の条件）

- 当社は、本サービスを利用できる区域について、別記 1 に定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとしします。
  3. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動するものとしします。
  4. 当社は、1 の MCTV Air 端末において一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、またはその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。
  5. 電波状況等により本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合に、当社は一切の責任を負わないものとしします。

#### 第 15 条（サービスの利用制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している加入者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関（海上保安庁の機関を含む。以下、同じとします。）、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社、放送事業者および通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関



2. 通信が著しく輻輳したときまたはその通信が発信者により予め設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 当社は、加入者、利用者または第三者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信量（トラフィック）を継続して発生させ、当社または特定事業者の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為があった場合、または加入者もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
5. 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検または移設等を行うときは、あらかじめそのことを本サービス加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
6. 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、閲覧を制限することがあります。
7. 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部の利用の制限又は中止する措置をとることがあります。
  - (1) 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」）に関して、当社設備で必要な範囲において通信（アクセス先IPアドレス又はURL）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、加入者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。
  - (2) 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&Cサーバ等」）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲において通信（宛先FQDN）を検知し、当社が指定するC&Cサーバ等リスト作成管理団体から提供されるC&Cサーバ等リストに基づき、加入者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&Cサーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。
  - (3) 当社の電気通信設備（これに付属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。
8. 当社は、前各項の利用の制限によって生じた利用者の損害につき一切責任を負わないものとします。

#### 第16条（設備の修理または復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

#### 第17条（サービスの一時停止）

当社は、次の場合には、インターネット接続サービス（付加機能を含む）を一時停止することがあ

ります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合

(2) 第 15 条（サービスの利用制限）の規定によりインターネット接続サービスを一時停止する場合

2. 前項の規定により、インターネット接続サービス（付加機能を含む）を一時停止する場合は、あらかじめそのことを加入者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 18 条（サービスの提供の停止）

当社は加入者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない時を含みます。）

(2) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき

(3) 届け出た内容について事実を反することが判明したとき

(4) 加入者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の本サービスに係る料金その他の債務または加入者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき

(5) 加入者が本サービスまたは当社と契約を締結している他のサービスの利用において第 32 条の規定に違反したと当社が認めたとき

(6) 加入者回線に自営端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき

(7) 第 19 条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、または、その検査の結果、技術基準および技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかったとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間をその加入者に通知します。ただし前項第 5 号の規定により、提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第 19 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は正当な理由がある場合その他事業法第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3. 本条第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備を加入者回線から取り外しをするものとします。

#### 第 20 条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持するものとする。

#### 第 21 条（加入者の維持責任）

加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとする。

2. 前項のほか、加入者は、自営端末設備（無線機器に限ります。）または自営電気通信設備（無線機器に限ります。）を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持するものとする。

#### 第 22 条（加入者の切り分け責任）

加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をするものとする。

2. 前項の確認に際して、加入者から要請があった場合には、当社が別に定める MCTV Air サービス取扱所または当社が別に定める方法により当社が指定する者が試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、加入者がその派遣に要した費用を負担するものとする。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第 23 条（責任の制限）

当社は、インターネット接続サービスを提供するにあたって、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、第 12 条（料金の支払方法）第 6 項 2 号の規定によることとし、それ以外の賠償責任を負わないものとします。

#### 第 24 条（免責）

当社は、加入者がインターネット接続サービスの利用に関して損害を被った場合、前条の規定によるほかは、何ら責任を負いません。

2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造、又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用

については負担しません。

4. 落雷、風水害などにより、加入者の自営端末設備又は自営電気通信設備が破損した場合は、当社の責任外とします。当社は、次の場合のインターネット接続サービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災、事変、法令上の制限、停電
- (2) その他当社の責に帰することのできない事由

5. 当社から利用者への通知が、利用者の都合(当社への届出のない名義・住所変更など)により到達しない場合、通常到達すべき時に到達したものととして当社は何ら責任を負いません。

#### 第 25 条 (設置場所の変更)

加入者は、変更先が同一建物内の場合に限り MCTV Air 端末の設置場所を変更できるものとします。ただし、設置場所の移動に伴う無線電波の状態は保証しません。

#### 第 26 条 (加入者の地位の承継)

当社は、加入契約上の地位の譲渡を禁止します。相続あるいは法人の合併により加入者の地位の承継があった場合は、承継後の新加入者は、承継を証する書面を添えてすみやかに当社に届け出るものとします。

2. 地位の承継を認められた新加入者は、旧加入者のすべての権利と義務を受け継ぐものとします。

#### 第 27 条 (権利譲渡等の禁止)

加入者は、前条による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたはレンタルすることはできません。

#### 第 28 条 (加入契約申込書記載事項の変更)

加入者は、加入契約申込書記載事項の変更を希望する場合には、事前に当社所定の変更申込書により当社に届け出るものとします。届け出があった場合、当社はすみやかに変更された加入契約の内容に基づいてインターネット接続サービスを提供します。

2. 加入者が、前項の規定により変更しようとする場合、当社は第 6 条 (契約の成立) の規定に準じて取扱うものとします。

#### 第 29 条 (加入者が行う契約の解約)

加入者は、第 8 条に定める最低利用期間の経過後、契約を解約する場合、解約希望日の 10 日前までに当社にその旨を当社所定の方法により申し出、以後、解約に必要な手続きを行うものとします。利用者が必要な手続きを履行しない又は応じない場合は解約を受け付けることは出来ません。

2. 加入者は、解約日の属する月までの利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。
3. 利用者が解約する場合は、貸与品の全て (MCTV Air 端末や内蔵 SIM カードなど) を当社の指定する方法で解約期日より 1 週間以内に当社へ返却するものとします。利用者が貸与品を損傷、紛失などし、正常な状態で返却出来ない場合は、別表に定める損害金をお支払頂きます。また、解約に伴い利

用者の所有物などを復旧する場合は利用者の負担にて行うものとし、当社では一切の責任を負いません。

4. 本条による解約の場合、登録手数料の払い戻しはいたしません。

#### 第30条（当社が行う契約の解除）

当社は、加入者または第12条第4項の第三者が次のいずれかに該当する場合、催告の上、電磁的記録の削除あるいは本契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしに本加入契約を解除することができるものとします。

(1) 利用料金の支払い遅延があったとき

(2) 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき

(3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき

(4) 本約款に違反する行為があったとき

(5) 加入者回線に、当社指定のMCTV Air 端末以外を接続したとき。

(6) 第19条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を加入者回線から取り外さなかったとき

(7) 当社、または加入者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき

(8) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の加入者回線に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき

2. 前項の場合、加入者は当社が本契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金（以下、「未納料金」という。）を支払うものとします。

3. 当社は、第18条の規定により加入者への本サービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。

4. 電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事情により当社または特定事業者の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ当社または特定事業者の電気通信設備の代替構築が困難な場合、当社は加入者に予め理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。

5. 加入者は、本加入契約が解除となった場合、直ちに本約款による全ての権利を失います。

6. 加入者は、本条による解除の場合、当社よりレンタルしたMCTV Air 端末を当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。

7. 当社は、電磁的記録の削除あるいは契約を解除しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。

#### 第31条（加入者個人情報の取扱い）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号（以下、「ガイドライン」といいます。））に基づくほか、当社がガイドライン第14条に基づいて定める個人情報

報の保護に関する宣言（以下、「宣言書」といいます。）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページ (<https://www.mctv.jp/>) において公表します。
3. 当社は、以下の目的の達成のために加入者個人情報を利用し、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
  - (1) 加入契約の締結
  - (2) サービスの提供に関する工事の施工
  - (3) サービス料金の請求や収納
  - (4) サービスに関する情報の提供
  - (5) サービスの向上を目的とした調査
  - (6) 端末接続装置の設置及びアフターサービス
  - (7) サービスの利用状況等に関する各種統計調査
  - (8) その他のサービスを行う上で必要な場合
  - (9) 業務の一部を当社が別途指定するものに委託する場合
  - (10) 当社が業務提携先との間で共同利用する場合
4. 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法律等に基づき情報開示請求が書面でなされた場合には、当社が必要と認めた場合のみ個人情報の開示を行います。

#### 第 32 条（利用に関わる加入者の義務）

加入者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

2. 加入者は、当社が所有する電気通信設備を移動、分解し若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
3. 加入者は、別に定める「インターネット接続サービス利用規約」を遵守して健全に利用することとし、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
4. 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
5. 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
6. 加入者は、第 2 項から第 4 項の規定に違反して当社が所有する電気通信設備を破損、滅失した場合は、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

### 第 33 条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承認するものとする。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

### 第 34 条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分とその他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

### 第 35 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第 36 条（反社会的勢力の排除）

加入者および利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 自らの役員、または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 加入者および利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、加入申込者および加入者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、加入申込者および加入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、加入申込者および加入者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は加入申込者および加入者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、加入申込者および加入者は、これに応じるものとします。
4. 当社は、加入申込者および加入者が第1項各号のいずれかに該当することもしくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等に応じないもしくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本加入契約の申込みを承諾することまたは本加入契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本加入契約の申込みを承諾しないことまたは本加入契約を解除することができるものとします。
5. 加入申込者および加入者は、前項の適用により、加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

#### 第37条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入申込者または加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

#### 第38条（管轄裁判所）

当社は、本加入契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第39条（約款の改正）

当社は、本約款を変更することがあります。改正後の約款は当社のホームページ (<https://www.mctv.jp/>) において公表します。この場合、加入者は改正後の約款の適用をうけます。

#### 別記

1. MCTV Air サービスの提供区域等 MCTV Air サービスの提供区域は、当社営業エリア内を主とします。
2. 自営端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

#### 附則

1. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
2. 本約款は、2022年7月1日より施行します。



※表示金額は税込みです。

【別表】 MCTV Air 料金表

1. 初期導入費用

区 分	料 金	備 考
登録手数料	3,300 円/台	加入者情報および MCTV Air 端末(本体/SIM)の管理登録にかかる手数料

2. サービス品目と基本利用料金

品 目	月額利用料金	備 考
ホームタイプ通常契約	3,960 円/台	MCTV Air 端末貸与費用含む
ホームタイプ 2 年約束手約	3,190 円/台 3 年目以降も永年同額	MCTV Air 端末貸与費用含む
ホームタイプ 2 年約束手約 多チャンネルサービス 同時利用割引	440 円割引	割引期間は多チャンネルサービス利用料の請求期間に準ずる

■ メールアカウントおよびホームページスペースの提供はありません。

■ MCTV Air 端末 (SIM カード含む) のレンタル料を含みます。

3. 手続きなどに係る一時金

区 分	料 金	備 考
MCTV Air 端末交換手数料	3,300 円/台	当社指定端末の交換費用
機器回収費	3,300 円/台	お客様による返却がいただけない場合に、当社が機器を回収する費用
違約金(ホームタイプ通常契約) (2022年6月30日までの加入者)	月額利用料×残余期間 ※残余期間は最低利用期間(3ヵ月)より 利用月数を差し引いた月数	3ヵ月未満の解約時に発生する費用
違約金(ホームタイプ2年約束手約) (2022年6月30日までの加入者)	10,000 円/台	24ヵ月未満の解約時に発生する費用
違約金 (2022年7月1日以降の加入者)	月額利用料1ヵ月相当額	ホームタイプ通常契約における3ヵ月未満の解約時、またはホームタイプ2年約束手約における24ヵ月未満の解約時に発生する費用
損害金	MCTV Air 端末本体 20,000 円/台 SIM カード 3,000 円/枚	本約款 13 条に基づく費用